

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月11日

【会社名】 株式会社バルクホールディングス

【英訳名】 VLC HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大 竹 雅 治

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋馬喰町二丁目2番6号

【電話番号】 03-5649-2500（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 五 十 嵐 雅 人

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋馬喰町二丁目2番6号

【電話番号】 03-5649-2500（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 五 十 嵐 雅 人

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、平成26年1月10日付けで、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、株式交換に関する臨時報告書を提出しておりますが、記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。なお、同臨時報告書の公衆縦覧期間が既に経過しているため表紙の提出書類名は臨時報告書としております。

2【報告内容】

[訂正事項]

(1) 当該株式交換の相手会社についての事項

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

[訂正箇所]

訂正箇所は__を付して表示しております。

2 [報告内容] (1) 当該株式交換の相手会社についての事項

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

(訂正前)

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(訂正後)

資本関係	当社主要株主である株式会社MHcapitalの親会社である株式会社マッハ・システムズが、過去に一時的に株式交換完全子会社である株式会社ハウスバンクインターナショナルの株主及びその100%株主である株式会社瀬戸口ハウジングの100%株主でありましたが、株式会社マッハ・システムズが2社の株主になった同日に解消されております。なお、現時点において当該資本関係はありません。
人的関係	当社主要株主である株式会社MHcapitalの代表取締役で当社の元社外取締役の野村一洋氏が平成25年3月末時点において、株式会社ハウスバンクインターナショナル及びその100%株主である株式会社瀬戸口ハウジングの取締役でありました。なお、平成25年4月において辞任しており、現時点において当該関係はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(参考)

平成26年1月10日付けにて当社が提出いたしました臨時報告書は以下のとおりであります。

[表紙]

[提出書類]	臨時報告書
[提出先]	関東財務局長
[提出日]	平成26年1月10日
[会社名]	株式会社バルクホールディングス
[英訳名]	VLC HOLDINGS CO.,LTD.
[代表者の役職氏名]	代表取締役社長 大竹雅治
[本店の所在の場所]	東京都中央区日本橋馬喰町二丁目2番6号
[電話番号]	03-5649-2500(代表)
[事務連絡者氏名]	取締役管理本部長 五十嵐雅人
[最寄りの連絡場所]	東京都中央区日本橋馬喰町二丁目2番6号
[電話番号]	03-5649-2500(代表)
[事務連絡者氏名]	取締役管理本部長 五十嵐雅人

[縦覧に供する場所]

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1 [提出理由]

当社は、平成26年1月10日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社ハウスバンクインターナショナル（以下「HBI社」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業内容

商号	株式会社ハウスバンクインターナショナル
本店の所在地	京都府長岡京市野添二丁目13番12号
代表者の氏名	代表取締役社長 後藤 道生
資本金の額	10百万円（平成25年5月31日）
純資産の額	127百万円（平成25年5月31日）
総資産の額	501百万円（平成25年5月31日）
事業の内容	総合建築業、新築住宅の企画・設計・施工、リフォーム全般

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成23年5月期	平成24年5月期	平成25年5月期
売上高（百万円）	1,174	826	813
営業利益（百万円）	26	29	26
経常利益（百万円）	18	19	21
当期純利益（百万円）	11	10	7

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成25年12月31日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 (%)
株式会社瀬戸口ハウジング	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(2) 本株式交換の目的

当社グループは「価値創造（Value-Create）」という経営理念を掲げ、純粋持株会社である当社、連結事業子会社4社及び持分法適用関連会社1社により構成されており、マーケティング事業（インターネットを主とした様々なマーケティングリサーチ及び調査結果の分析サービス、流通業界等に対するセールスプロモーションサービス等）、コンサルティング事業（プライバシーマーク取得及びISO27001取得等の情報セキュリティコンサルティング）、情報デジタルサービス事業（図書館支援及び同義語辞書開発等のデータベース構築）、IT事業（ビジネスアプリ等のシステム企画・開発、保守・運用サポート等）の4事業を展開しております。

当社は、スピード感を伴う成長戦略の実現手段としてM&Aは有効な手段であると考えており、既存事業との間でのシナジー効果が中期的に見込まれる事業領域への取り組みを行うことで、事業拡大及び企業価値の最大化を実現していくことを目指しております。

しかしながら、当社は、持続的な事業拡大及び利益成長を目指すためには、事業の多角化と新たな収益機会の獲得が必要不可欠であると判断し、周辺・隣接業種等の既存事業領域での新規事業開発やM&Aに限らず、M&Aによる新規事業分野にも進出することといたしました。

一方、HBI社は、株式会社瀬戸口ハウジング（代表取締役：後藤 道生、本社：京都府京都市伏見区久我森ノ宮町14番地92、以下「瀬戸口社」といいます。）の施工部門として、1989年に設立され、20年以上の業歴を有し、豊富な実績、丁寧な施工工事のもと、継続して一定の収益を確保している地域密着型の総合建築カンパニーであります。営業エリアは、京都市・長岡京市周辺にて、親会社である瀬戸口社が販売する戸建物件の施工を中心とした戸建住宅の建築工事請負のほか、独自の営業によるリフォーム工事全般を展開しております。同社施工物件は、天井、フローリングなどに天然木をふんだんに使用した特徴のある住宅であり、地域でも相応の知名度を有しております。なお、瀬戸口社及びHBI社は、2年程前に創業者が他界したことから、事業承継として、外部招聘による後継者として現代表である後藤道生氏がオーナー兼経営者として就いており、現在においても、同氏のもとでさらなる成長・発展を目指しております。

このような中で、瀬戸口社としては、さらなる規模拡大を目指すためには資金調達が必要であると考えており、本株式交換を通じてHBI社を売却することにより、ある一定の資金調達が実現可能となると判断しております。さらに、瀬戸口社は、本株式交換により、HBI社が資金力の強化・人材確保等が図れると考えており、結果としてHBI社に対し安心して大量の建築工事の発注が可能となると考えております。一方、HBI社においては、本株式交換により当社の傘下となることで、資金力の強化・知名度向上を期待するとともに、今後の事業課題でもある他のエリアへの進出及びリフォーム事業のさらなる拡大の実現を目指しております。

また、当社といたしましては、当社グループの既存事業は、BtoBビジネス（法人向け事業）をメイン展開していることから、底堅いBtoCビジネス（一般消費者向け事業）を手掛けているHBI社を子会社化することで、新規事業分野への進出が実現し、事業構造の改革が図れ、当社グループの収益基盤の拡大が見込めることから、本株式交換によりHBI社を当社の完全子会社にすることといたしました。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他の本株式交換契約の内容

本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、HBI社を株式交換完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、当社については、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を受けずに行う予定です。HBI社については、平成26年1月10日に開催の臨時株主総会において本株式交換の承認を受けた上で行う予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社バルクホールディングス (株式交換完全親会社)	株式会社ハウスバンクインターナショナル (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	5,860
株式交換により発行する新株式数	普通株式：1,172,000株	

(注1) 株式の割当比率

HBI社の普通株式1株に対して、当社の普通株式5,860株を割当て交付します。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換により1,172,000株を新株発行します。

その他の本株式交換契約の内容

株式交換契約書

株式会社バルクホールディングス（以下「甲」という。）と株式会社ハウスバンクインターナショナル（以下「乙」という。）とは、平成26年1月10日付で、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

本契約の定めるところにより、甲および乙は、両者間で株式交換（以下「本株式交換」という。）を実施する。

2. 本株式交換の株式交換完全親会社および株式交換完全子会社をそれぞれ次のとおり定める。

- (1) 株式交換完全親会社：甲
（商号）：株式会社バルクホールディングス
（住所）：東京都中央区日本橋馬喰町二丁目2番6号 朝日生命須長ビル

- (2) 株式交換完全子会社：乙

(商号)：株式会社ハウスバンクインターナショナル
(住所)：京都府長岡京市野添二丁目13番地12号

第2条(本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時(以下「基準時」という。)の乙の株主名簿に記載または記録された乙の株主(以下「本割当対象株主」という。)に対し、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の合計に5,860を乗じて得た数の甲の普通株式を新たに発行し、割当・交付する。

- 前二項に基づいて本割当対象株主に交付しなければならない甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)に相当する甲の普通株式を売却し、その端数に応じてその売却により得られた代金を当該株主に交付する。

第3条(甲の資本金および準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して増加する甲の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- 増加する資本金の額 金 1,000,000円
- 増加する資本準備金の額 会社計算規則に従い別途定められる額
- 増加する利益準備金の額 金 0円

第4条(効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成26年1月31日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議のうえ、書面による合意により、これを変更することができる。

第5条(株式交換契約承認株主総会)

乙は、平成26年1月10日を開催日として、株主総会を招集し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議のうえ、書面による合意により、開催日を変更することができる。

- 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第4項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、甲の株主総会を招集し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

第6条(会社財産の管理)

甲および乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約締結後、効力発生日に至までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行い、本株式交換にかかる手續を除き、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為は、あらかじめ甲乙協議し合意する場合に限り、これを行なう。

第7条(株式交換条件の変更および本契約の解除等)

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、(1)天災地異その他の事由により、甲または乙の財産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、(2)本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、(3)その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、それぞれ相手方に通知し、甲乙協議のうえ、書面による合意により、本株式交換の条件その他の内容を変更し、または本契約を解除し本株式交換を中止することができる。

- 会社法第796条第4項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合には、甲乙協議のうえ、書面による合意により、本株式交換の条件その他の内容を変更し、または本契約を解除し本株式交換を中止することができる。

第8条(本契約の失効)

本契約は、(1)甲もしくは乙の第5条に定める株主総会において、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議(但し、甲については第5条第2項但書に該当する場合に限る。)がなされないとき、(2)

本株式交換の効力発生のために事前に必要な法令に定める関係官庁若しくは金融商品取引所等の承認の取得その他の手続が完了しないとき、または、(3)前条各項の規定に従って本契約が解除され本株式交換が中止されたときは、その効力を失う。かかる場合、甲および乙は互いに損害金その他の賠償を相手方に請求できない(但し、相手方に故意または重過失がある場合を除く。)

第9条(租税公課)

本株式交換について法令上課徴される租税公課がある場合は、各当事者は、その法令上の責任に従って、その負担すべき税金等を各自支払う責を負う。

第10条(準拠法)

本契約は、日本法に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

第11条(本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項、その他本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙誠実に協議のうえ、これを定める。

第12条(合意管轄)

本契約に関するいかなる紛争についても、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成26年1月10日

甲：

東京都中央区日本橋馬喰町二丁目2番6号
朝日生命須長ビル
株式会社バルクホールディングス
代表取締役社長 大竹 雅治

乙：

京都府長岡京市野添二丁目13番12号
株式会社ハウスバンクインターナショナル
代表取締役社長 後藤 道生

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

当社は、本株式交換における株式交換比率の算定に当たって、公正性と妥当性を確保するため、当社、HBI社から独立した第三者算定機関である株式会社日本中央会計事務所に株式交換比率の算定を依頼しました。株式会社日本中央会計事務所は、両者の株式価値の算定に際して、当社の株式価値については当社が上場会社であることを勘案し市場株価法により、HBI社の株式価値については、HBI社が非上場会社であることを考慮し、修正簿価純資産法とDCF法を採用し、算定を行いました。なお、DCF法による算定にあたり前提とした事業計画の初年度については、昨今の不動産環境の好転を要因として30%を超える増益を見込んでおります。当社の株式価値については平成26年1月8日を算定基準日とし、基準日の終値ならびに算定基準日までの直近1週間、1ヶ月間、3ヶ月間の各取引日における終値平均値を算定の基礎としております。この結果、当社の普通株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりになります。

会社名	株式会社バルクホールディングス (株式交換完全親会社)	株式会社ハウスバンクインターナショナル (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	5,729~6,628

算定の経緯

当社は株式会社日本中央会計事務所から取得した株式交換比率算定書を慎重に検討し、また両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、双方協議の結果、本株式交換における株式交換比率について上記2.(2)の株式交換比率が妥当であると判断し、平成26年1月10日に開催された取締役会において、本株式交換における株式交換比率を決定し、同日、HBI社との間で株式交換契約書を締結いたしました。

算定機関との関係

株式会社日本中央会計事務所は、当社及びHBI社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(5) 本株式交換後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社バルクホールディングス
本店の所在地	東京都中央区日本橋馬喰町2-2-6
代表者の氏名	代表取締役社長 大竹 雅治
資本金の額	611百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	株式等の保有を通じた企業グループの管理・運営